



令和5年10月からの酒税法改正

突然ですが、お酒はお好きですか。

コロナ禍を経て、仲間が集まりお酒を飲みかわすことの楽しさを再認識された方も多いかと思います。一方、在宅ワークによりご自宅でお酒を飲むことが習慣となった方もいらっしゃるかもしれません。

さて、本年令和5年10月から酒税法改正によりお酒にかかる税率が変更になりました。令和2年に引き続き税率変更で、令和8年10月にも再度税率の変更が予定されています。今回はその酒税法について考えたいと思います。

1. 酒税法とは

酒税の税率、徴収、製造および販売の免許等について定めた法律

原則としてアルコール分1度以上の飲料を「酒類」とし、製造方法や性状などの違いにより4種類に分類して税率を決定

酒税の課税額は平成6年度をピークに減少傾向で、令和3年度の課税額は1兆1,300億円（国税収入に占める割合1.6%）、課税額が多いものから順にビール34%、リキュール22%、単式蒸留焼酎（乙類焼酎）8%（国税庁「酒のしおり」より引用）

2. 税率の改正（財務省「酒税に関する資料」より引用）

(1) 令和5年9月までの税率

令和5年9月30日までの税率は右表のとおり4種類の区分の中でも特にビール系飲料は麦芽比率や製法により細かく分類

(2) 令和5年10月からの税率

ビール系飲料の税率変更（350ml換算、小数点以下切上げ）

ビール 70円→64円に引き下げ

発泡酒（麦芽比率25%未満）47円のまま

新ジャンル 38円→47円に引き上げ

清酒と果実酒の税率統一（1ℓあたり）

清酒（日本酒など）110,000円→100,000円へ引き下げ

果実酒（ワインなど）90,000円→100,000円へ引き上げ

(3) 令和8年10月からの税率

ビール系飲料の税率を55円（350ml換算、小数点以下切上げ）に統一

チューハイ等の税率を28円→35円（350ml換算、小数点以下切上げ）へ引き上げ

(4) 酒税法改正の影響

令和8年10月の税制改正後は税率が簡素化され、消費者や業界にとってもより分かりやすくなることが期待されています。

ビール系飲料は、低価格の新ジャンルを選んできた消費者の買い控えによりビール系飲料市場全体が縮小するとも予想されますが、ビールは減税となるため消費者にアピールしやすくなります。

日本酒やワインなどの醸造酒類も税率が統一され、税率による価格差はなくなります。

チューハイ等（その他の発泡性酒類）は、令和8年10月以後もビール系飲料より低い税率が維持されるため、低価格を求める消費者はこちらに流れると予想されています。

区 分	税 率 (1ℓ当たり)	アルコール分 1度当たりの加算額
発 泡 性 酒 類	200,000円	—
発泡酒（麦芽比率25～50%未満）	167,125円	—
（麦芽比率25%未満）	134,250円	—
その他の発泡酒類（いわゆる「新ジャンル」）	108,000円	—
（ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類）	80,000円	—
醸 造 酒 類	120,000円	—
清 酒	110,000円	—
果 実 酒	90,000円	—
蒸 留 酒 類	200,000円	(アルコール分21度以上) 10,000円
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ	370,000円	(アルコール分38度未満) (アルコール分21度以上) 10,000円
混 成 酒 類	200,000円	(アルコール分21度未満) (アルコール分21度以上) 10,000円
合成清酒	100,000円	—
みりん・雑種（みりん類似）	20,000円	—
甘味果実酒・リキュール	120,000円	(アルコール分13度未満) (アルコール分13度以上) 10,000円
粉 末 酒	390,000円	—

3. 製造地域が限定されている「黒糖焼酎」

酒類を製造しようとする場合には、製造しようとする種類の品目別に、製造場ごとに所在地の所轄税務署長から製造免許を受ける必要があります。免許を受ければ、基本的にはどのような酒でも作ることができますが、唯一製造できる地域が限定されているお酒があります。

それが、鹿児島県の大島税務署管内（奄美群島区）のみで製造が許されている「黒糖焼酎」で、現在は27の蔵元のみで製造されています。なぜこのような特例が生じたのでしょうか。そこには奄美群島の歴史が大きく関わっています。

奄美群島は、終戦後に米国軍政府の占領下となり日本から分断され日本の酒税法の対象外でした。米軍統治下では米や麦などの食料を手に入れることすら困難で、贅沢品である酒を飲むことはできませんでした。そこで奄美群島内で収穫できる黒糖を使った焼酎の自家製造が盛んになりましたが、1953年に奄美群島が日本へ完全復帰するにいたって黒糖を原料とした焼酎の税率が問題となります。

そもそも日本の酒税法では、焼酎の材料として「糖類」を認めておらず、糖類を発酵させる酒は「スピリッツ」として焼酎より高い税率が課されてしまうことになりました。

1953年に本土復帰を迎える中、そのままではスピリッツとなり高い税率になってしまうことを阻止するため、黒糖を原料とした蒸留酒を「焼酎」として認めるよう、当時の蔵元の方々が必死に陳情を実施しました。その結果、「大島税務署管内」で「黒糖」と「米麴」を用いて作ることを条件として黒糖焼酎の製造が認められ、焼酎のままの税率を守ることができました（「ゼロから始める焼酎入門」 鮫島吉廣 著より引用）

好きなお酒の税率は上がりますが、それとも下がりますか。奄美群島の先人が税率をおさえる努力をしてくれたおかげで安く手に入る「黒糖焼酎」もすっきりした甘さでとても美味しいです。

私自身、数々の失敗を重ねながらもお酒をやめられないのは、お酒により人間関係が深くなり人生が豊かになるからかもしれません。税率など気にせず味を基準にお酒を選択される方が大半だとは思いますが、酒税法から飲むお酒を選択する日があってもいいのではないのでしょうか。